

幕別町アイヌ文化交流センター概要

1	名称	幕別町アイヌ文化交流センター
2	住所	幕別町字千住113番地4
3	工事費	約18.7億円
4	構造	鉄筋鉄骨コンクリート(一部木造)
5	床面積	1,422.59㎡(生活館:760.00㎡、展示館662.59㎡)
6	開館時間	原則、9:00～17:00(生活館に限り、予約時22:00まで)
7	休館日	年末年始、火曜日(火曜が休日の場合、直近の平日)
8	運営体制	教委職員2名:施設管理、展示案内、事業計画 会計年度任用職員2名:施設管理・展示案内の補助 地域おこし協力隊1名:情報発信、施設管理・展示案内の補助 コーディネーター1名:事業企画運営、関係団体連絡調整 合計 6名
9	生活館使用料	生活館:伝承室300円/H、その他100円/H
10	展示館観覧料	個人:300円、団体(10人以上):200円 共通利用券(ふるさと館、ナウマン象記念館、1月以内に1回 ずつ使用可能):個人500円、団体300円

使用料及び観覧料の減免規定について

1 生活館使用料の減免

○幕別町公の施設の使用料等に関する条例第10条第1項

- (1) 町が自ら使用する場合
- (2) 町内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(特別支援学校を含む。以下同じ。)が、町が認める行事のために使用する場合
- (3) 幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校、義務教育学校及び高等学校が部活動において使用する場合で、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合
- (4) 町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体(親睦団体を除く。)が、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合
- (5) 法令等に基づき委嘱若しくは任命された者又は団体が、公益的な目的のために使用する場合
- (6) 町が共催する行事のために使用する場合
- (7) 幕別町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合
- (8) 町の行政区におけるコミュニティ活動その他これに類する活動のために、行政区ごとに別に定める施設を使用する場合

○幕別町公の施設の使用料等に関する条例第10条第2項

- (1) 施設を使用する年度の3月31日において満18歳以下の者が使用する場合で、施設の占有を行わない場合
- (2) 障がいのある者(その介助者1名を含む。)が使用する場合で、施設の占有を行わない場合

○幕別町アイヌ文化交流センター条例施行規則第4条

アイヌ文化の保存、継承、普及活動を行う団体又は個人であって、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のため使用する場合

2 展示館観覧料の減免

○幕別町アイヌ文化交流センター条例別表2(第7条関係)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、無料とする。

○幕別町アイヌ文化交流センター条例施行規則第6条

- (1) 町内に住所を有する65歳以上の者又は心身障害者(その介助者1名を含む。)が観覧する場合
- (2) 幕別町又は幕別町教育委員会が主催又は共催する事業で観覧する場合
- (3) 幕別町又は幕別町教育委員会が認めた団体又は個人で、学習及び研究の目的で継続的に入室する場合

1 継続事業

(1) アイヌ文化伝承活動支援事業

かつて幕別や十勝で行われていたアイヌの生活様式や舞踊などの調査を実施し、データを活用する。

また、儀式、有用植物採集、木彫り、刺しゅうなどに係るアイヌ文化伝承講座を実施し、環境整備や人材育成を図るもの。



イタオマチプ(板綴り船)の作製
作業の一部

(2) アイヌ文化普及啓発事業

アイヌ語講座や木彫り、刺しゅう、料理などの体験講座を開催し、アイヌの伝統などに関する理解を促進する。

また、アイヌ文化に関連するイベントへの参加や十勝管内のアイヌ関連団体などとの連携により、文化の普及啓発を図るもの。



木彫り、刺しゅう、料理などの体験

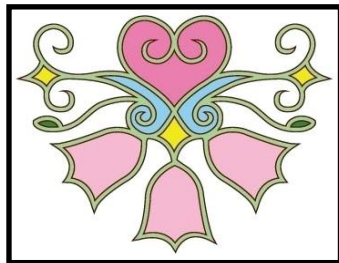
(3) アイヌ文化情報発信事業

アイヌ文化の振興・普及のための展示会などを開催する。



蝦夷文化
考古館
収蔵資料
などの
展示

また、施設の周知やアイヌ文化の普及啓発のため、リーフレットやクリアファイルの作製・配布を行うとともに、施設を象徴するロゴマークを作製するなど広く情報を発信するもの。



(4) アイヌ文化学習推進事業

小学生を対象に夏冬休みの期間にアイヌ文化に触れる、アイヌ文化の学習の場の提供として「アイヌ文化学び隊」を実施する。

小学生に興味を持っていただけるよう、アイヌ古来の棒を使った陣取りゲームの体験や帯広市百年記念館など関連施設を見学したり、簡易な楽器、歌謡、舞踊、言葉などの体験を通し、文化に興味を持ってもらう、触れてもらう事業を実施する。



楽器、歌謡、
舞踊、言葉
などの学習

2 新たに取り組む事業

(1) アットウシ織りの技術習得

「アットウシ織り」は、長期に渡り、広い場所を活用して作製しますが、それが可能となります。また、地元アイヌ関連団体が、アットウシ織りなどの技術を習得することで、地元で実施できる体験講座などの幅・深みが増すこととなります。

(体験講座の魅力向上)

(2) 伝承室の整備

伝承室は、囲炉裏と炉棚を設置し、当時のチセ(住宅)を再現しております。この炉や火は、アイヌの方々にとって密接な繋がりがあり、身近な存在でもあります。伝承室の設備を活用し、儀式を執り行ったり、祭司の育成が可能となります。



アットウシ
(樹皮衣)
の作製技
術の研修
のようす



火入れ式
のようす
炉は祭司
育成にも
活用する